

ベーター麻機部会 会員名簿 ～人と自然との持続的な関わりづくりのために～

平成 29 年 4 月 11 日現在

会員名簿		
役	職	所属
団体会員		独立行政法人国立病院機構静岡てんかん・神経医療センター
		一般社団法人モリス
		地域の庭を作る会
		人と自然との持続的な関わり作りの会
		麻機自然体験コミュニティ「Balance」
		静岡県立こども病院
		榑古川組 静岡支店
		麻機学区自治会連合会会長
		千代田東学区自治会連合会会長
		静岡県立中央特別支援学校
		静岡県立静岡北特別支援学校
		観山中学校
		麻機小学校
		城北小学校
		麻機湿原を保全する会
		JA 静岡市あさはた支店
		㈸アーク
		しずおか信用金庫
		㈸アクティオ静岡店
		㈸ミサワホーム静岡
		㈸アイエイアイ
		静岡トヨペット株式会社
		協同組合静岡流通センター
		瀧重機土木㈸
		あいおいニッセイ同和損害保険㈸ 静岡支店
		株式会社アースシフト
		株式会社ニュージェック
		(株)CREA FARM
		一般社団法人バンビワゴン ad+vent
		(株)濱村屋
		社会福祉法人 愛誠会
		㈸静岡リビング新聞社
		丸栄コンクリート工業㈸
		介護老人保健施設こみに
		パナソニック㈸エコソリューションズ社
		株式会社レイライン
		社会福祉法人 小羊学園 つばさ静岡
		平井工業㈸
		株式会社大和工機
		株式会社片山
		さざ波てんかん神経クリニック
		麻機遊水地柴揚げ漁保存会
		介護老人保健施設 星のしずく
		特定非営利活動法人きのぼり
		㈸静岡第一興商
		スポーツクラブセイシン
		大橋工業㈸
	一般社団法人 MOA インターナショナル	
	AALT 株式会社	
	㈸ティー・エフオート	
	静岡県立静岡中央高等学校	
個人	会員	10 名
行	政	静岡県静岡土木事務所 静岡市

会 則

(名称)

第1条 この部会は、「ペーテル麻機部会」と称する。

(目的)

第2条

本部会は、麻機遊水地の自然再生を進める事により遊水地の価値を高めるとともに、遊水地立地の特性や自然環境を活用し、地域住民、企業、障がい者、高齢者などの連携を図り、社会的孤立をなくし、さらには安全に暮らすことができる地域づくりを進める。

また、医療、福祉を通じて障がい者の職業訓練、自立支援の場を創出するための検討及びそのための取り組みを行う。

そして、ドイツペーテルのように、誰もが生きがいや誇りをもって暮らせる共生社会の実現をこの麻機地域で目指す。

(活動)

第3条

本部会は、目的を達成するために医療施設、福祉施設、特別支援学校、周辺の教育施設、企業、行政等と地域が連携し、以下の活動に関し検討、実施するものとする。

- (1) 麻機遊水地の自然再生や、地域活性化のための仕組み作り。
- (2) 活動フィールドやコミュニティの場、治療やリハビリ、就労の場を創出する。
- (3) 環境教育の場、職業訓練の場を創出する。
- (4) 農業や文化、風習の継承、将来の地域の農業を担う人材の育成の場を創出する。
- (5) 麻機地域において自然、文化、人々との交流やこれに関する知識、理解を深めるために、エコツーリズムに関する展開、仕組みづくりを創出する。
- (6) 上記活動や自然とのふれあいにより、社会的孤立を防止する。

(部会員)

第4条

- (1) 本部会は、「麻機遊水地保全活用推進協議会」に所属するものとする。
- (2) 本部会の委員は、「麻機遊水地保全活用推進協議会」に所属するものとする。
- (3) 本部会の活動に賛同する個人、団体、企業等は、協議会事務局に協議会の入会申込書を提出し、協議会会長の承認をもって部会員となることができる。

(役員)

第5条

本部会には次の役員を置く。部会長、副部会長は会員の互選によって選出する。また、本部会の会計、監査は部会長が指名する。

- | | |
|----------|----|
| (1) 部会長 | 1名 |
| (2) 副部会長 | 3名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 監査 | 1名 |

(役員解任)

第6条

役員は、役員としてふさわしくない行為等があったときは、部会の議決により解任することができる。

(任期)

第7条

任期は、平成26年11月26日から2年間とする。

(運営事務局の所掌事務)

第8条

運営事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 部会の会議の議事・進行に関する事項
- (2) その他部会が付託する事項

(予算等)

第9条

部会は、自然再生推進及びそれに関連する事項について寄付金等を得ることができる。
2 寄付金等の用途については、部会長の承認を得るものとする。

(決算)

第10条

会計の決算は、毎年度末とする。
2 会計は、毎年度末にすみやかに決算書を作成し、監査に提出するとともに部会へ収支報告を行わなければならない。
3 毎会計年度の決算において剰余金が生じたときには、これを翌年度の収入に繰り入れる。

(事務局)

第11条

部会の事務局は、協同組合静岡流通センターに置く。

(その他)

第12条

本会則に定めるものの他、部会の運営に関し、必要な事項を定めることができる。

(附則)

この会則は、平成26年11月26日から施行する。
この会則は、平成27年4月21日から施行する。
この会則は、平成28年1月13日から施行する。